

令和 6 年度 鹿児島支部事業計画（案）

令和 6 年 1 月 1 9 日

全国健康保険協会 鹿児島支部

令和6年度 事業計画（鹿児島支部）

分野	具体的施策等
<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p>	<p>○ 健全な財政運営【企画総務G】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>○ 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底【業務G・レセプトG】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システム変更による事務の効率化を踏まえた事務処理体制の整理を進め、その効果をシステム化できない事業の強化に振り分け、実績向上を図る。また、突発的業務やより多くの人員が必要な業務については、グループ・部で対応し遅延等を発生させないための柔軟な体制づくりに取り組む。

- ・業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。

また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

② サービス水準の向上【業務G】

- ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- ・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応する。加えて、「支部広報計画」に基づき制度周知や郵送での申請等を推奨することで加入者等の利便性の向上を図り、相談業務の効率化に繋げる。
- ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

- KPI：1) サービススタンダードの達成状況を100%とする
- 2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする

③ 現金給付等の適正化の推進【業務G】

- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。
- ・ 現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。
- ・ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。
- ・ これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、各種勉強会や研修を実施し審査・確認業務の正確性と迅速性を高める。

④ レセプト点検の精度向上【レセプトG】

- ・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。
- ・ 診療報酬支払基金との協議や審査医師による勉強会等々を活用して質的向上及び知識の共有化を図る。
- ・ 内容点検効果の高いレセプト（入院レセプト等、目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど効率的なレセプト点検を進め、内容点検査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPIを達成

することは、困難度が高い。

■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする

（※） 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額

2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化【レセプトG】

・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。

・無資格受診の発生抑止効果を向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。

・一次催告から弁護士名による催告を経たうえで、法的手続きを実施していく段階的な催告を実施する。

債権回収手段として無資格返納金については国保との保険者間調整を積極的に活用し確実な回収を図る、また住所不明者については年金事務所への照会や住民票調査により住所調査を進め未接触者（未通知者）の減少を図り、費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により返納金債権の回収率の向上を目指す。

・マイナンバーカードと健康保険証の一体化による健康保険証の廃止が行われるまでの間について、日本年金機構が資格喪失処理等を行った後、早期に保険証未回収者への返納催告を行い、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を実施し、保険証の誤使用による無資格受診の防止（＝債権発生防止）を図る。

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

- KPI : 1) 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする
 - 2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする。
- ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする

○ ICT化の推進【企画総務G】

i) オンライン資格確認等システムの周知徹底

- ・医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。特に、2023年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。
- ・マイナンバーを正確に収録するため、システムによる確認の改善及び加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。

ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

- ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。

【重要度：高】

オンライン資格確認等システムは、国の進める医療DXの基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。

<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p>	<p>○ データ分析に基づく事業実施【企画総務 G】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。</p> <p>○ 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進【保健 G】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、支部で策定する第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上【保健 G】</p> <p><強化・推進、新規></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診に関して、「自己負担額の減額」・「付加健診の対象年齢拡大」・「がん検診がセットされている」ことを前面に押し出した広報と勧奨を強化する。 ・職能団体（トラック協会他）、労務士会、経営者団体との接触機会を確保し、課題の共有を図るとともに具体的な活動に発展させる。 ・郵送等による勧奨や依頼方法や内容を熟慮するとともに、外部委託による事業者健診データ取得と生活習慣病予防健診
--------------------------	--

の勧奨拡大を図る。

- ・地域に根差した媒体（地域密着型情報紙・ラジオCM・回覧板等）を活用した広報により周知対象範囲を広げる。
- ・ショッピングモールなど日常生活の場に「健診」機会を設け、魅力的なオプション健診等を追加することにより、被扶養者の意識・動機付けを強化、被扶養者の健診習慣の定着を目指す。
- ・健康宣言事業所や健康保険委員との接触機会を確保し、健診受診、データ提供、特定保健指導の実施につなげる。

<内容>

事業所・被保険者個人への勧奨、事業者健診データ同意取得業務の委託、健診機関への受診勧奨業務委託、労務士会等外部機関主催会議での説明や相談コーナーの設置、「トク得クーポン配布事業」（健診特典）

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：237,899人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 60.3%（実施見込者数：143,453人）
- ・事業者健診データ 取得率 9.3%（取得見込者数：22,125人）

■ 被扶養者（実施対象者数：61,184人）

- ・特定健康診査 実施率 24.9%（実施見込者数：15,235人）

■ KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を60.3%以上とする

2）事業者健診データ取得率を9.3%以上とする

3）被扶養者の特定健診実施率を24.9%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上【保健 G】

<強化・推進、新規>

第4期特定保健指導では、実績評価にアウトカム指標が導入される。より多くの利用者を特定保健指導や早期病院受診につなげるだけでなく、「腹囲2cmかつ体重2kg減」を主要達成目標とし、(生活習慣の行動変容があり「腹囲1cmかつ体重1kg減」が達成できた場合も目標達成とする)特定保健指導を評価することとなる。

協会保健師のスキル向上だけでなく、質の高い専門事業者へ委託することが求められ、健診機関の特定保健指導担当者の「質」の担保についても協会けんぽがサポートするなど、指導力と判断力、交渉力をもって事業を推進する必要がある。

- ・ 離島地区「熊毛・奄美大島」における特定保健指導、未治療者対策を強化する。(生活習慣病予防健診機関、市町村保健師等と連携を図る)
- ・ 特定保健指導未委託機関との特定保健指導連携体制の構築を図る。
※診察時、医師による勧奨と対象者を協会けんぽにつなぐ運用の推進。
- ・ 事業者健診データ登録事業所や宣言事業所の特定保健指導の強化。
- ・ 健診当日の初回分割・一括保健指導の推進。巡回健診会場(集団健診)利用者のための保健指導会場等の設置を拡大し被扶養者の特定保健指導初回面談を増やす。
- ・ 特定保健指導対象者と対象事業所への利用案内率100%を目指す。
- ・ ICTによる特定保健指導利用方法の拡大と利便性向上

<他>事業所外保健指導場所の設置と案内(支部、公民館他)、機関保健指導担当者への支援(コミュニケーションの場の設定)、教室型特定保健指導(市町村共同実施)、協会保健師のスキルアップ(年6回研修、0JT)

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及

び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- 被保険者（特定保健指導対象者数：32,950人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 22.2%（実施見込者数：7,315人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,310人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 7.3%（実施見込者数：96人）
- KPI：1）被保険者の特定保健指導実施率を 22.2%以上とする
2）被扶養者の特定保健指導実施率を 7.3%以上とする

④ 重症化予防対策の推進【保健 G】

<強化・推進、新規>

- ・ 健診結果等の情報提供の強化により、個々のリテラシー向上と受診行動の動機を強化する。
 - 「血圧・血糖、LDL 未治療者受診勧奨」
 - 「糖尿病性腎症リスク保有者の重症化予防」
 - 「支部独自 CKD リスク保有者の重症化予防」
- ・ 熊毛地区、南薩地区における高血圧重点地区の健診機関担当医や市町村との携推強化
- ・ 協会保健師による面談、電話指導の継続
- ・ 文書勧奨、電話勧奨の外部委託の継続
- ・ 糖尿病性腎症：かかりつけ医と連携した保健指導 20人/年
- ・ 教室型継続保健指導（ICTも検討）（市町村連携）
- ・ 「CKD予防ネットワーク」を利用した受診促進

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

■ KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする

⑤ コラボヘルスの推進【企画総務G・保健G】

- ・健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大に取り組むことで、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進するため、事業所訪問等による勧奨を行う。
- ・宣言事業所に対する支援を強化するため、ホームページでの情報発信の強化等を行う。
- ・鹿児島県の「職場の健康づくり賛同事業所」、鹿児島市の「健康づくりパートナー」等の事業との連携を図る。また、中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との協定締結に向けて検討・協議を行う。
- ・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙やメンタルヘルス対策など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを推進する。
- ・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。
- ・健康教育を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、若年者を対象として健康保険制度の導入部分等についての周知広報を行う。
- ・事業所が行う従業員等の健康管理について、保健師管理栄養士による継続支援を行う。スモールチェンジ6事業所以上。
- ・健康宣言事業所を対象とした職場の健康づくり研修会を開催する。また、健康保険委員研修等において保健師による講話を行う。
- ・県歯科医師会との連携を継続し、医師による歯科健康教育の提供など社会資源の活用をすすめる。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を1,050事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

○ 医療費適正化

① 医療資源の適正使用【企画総務 G】

i) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 県後発医薬品安心使用協議会へ参画し、関係機関と連携・情報共有を図るとともに、使用促進に向けての意見発信を行う。
- ・ 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。

ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

- ・ 国の方針「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上にすることを指す」を踏まえ、動向を注視しつつ取組方法の検討を行う。

iii) ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策

- ・ ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。

iv) 上手な医療のかかり方

- ・ 医療資源の適正使用の観点から、他県と比較し相談件数が少ない「#8000」の利用、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。

※ i) ～ iv) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。

【重要度：高】

医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に 80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても 80%を達成していない支部について早期に 80%を達成する必要がある、重要度が高い。

また、第 46 回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和 5 年 4 月 28 日開催）において定められた国の目標である、「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上」の達成にも寄与するものであることが

ら、重要度が高い。

【困難度：高】

一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

- KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする
（※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信【企画総務 G】

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。

ii) 医療提供体制等に係る意見発信

- ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

【重要度：高】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

③ インセンティブ制度に係る周知・広報【企画総務 G】

- ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。

○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・ 協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、加入者や事業主に一層の理解・協力をいただくため、

- 広報計画に基づき、分かりやすく、アクセスしやすい、地域・職域特性を踏まえた、積極的・効果的な広報を実施する。
- ・ 広報テーマに応じた本部作成の広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。
 - ・ ホームページについて利用者目線で改善を図るとともに、本部が用意する枠組みに沿って SNS による情報発信を開始する。
 - ・ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。

■ KPI : 1-1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 53.2%以上とする

1-2) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

<p>3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p>	<p>○ 人事・組織【企画総務 G】</p> <p>① 適正な人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者機能の更なる強化・発揮に向け、業務の効率化等の状況を踏まえた人員配置を行う。 <p>② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせて受講させることで組織基盤の底上げを図る。 ・ その他、支部の課題等に応じた研修を行うほか、通信教育講座による自己啓発を積極的に行うよう職員に促す。 <p>○ 内部統制等【企画総務 G】</p> <p>① 個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 ・ 年2回個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。 <p>② 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ・ 年2回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。 <p>③ 災害等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に訓練や研修を実施する。
-----------------------------------	--

④ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、事前声掛けの徹底、十分な公告期間・納期の確保、仕様書の見直し等を行い、一者応札案件の減少に努める。
- ・ 一者応札案件については、入札の意向を示していた業者にアンケート調査を行い、次回の調達改善に繋げる。
 - KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする